

2024春闘を勝利しよう！ その②

「就業規則の改正等について」の疑問点について

1月31日、会社からJR東労組ステーションサービス協議会は「就業規則の改正等について」の説明を受けました。

内容は、会社貸与のタブレットや掲示等での周知はされていると思いますが、職場では説明がないため、疑問点がいっぱいあります。その何点かを紹介します。

基本給の一部見直しについての疑問

○一般社員である2等級社員が見直しから除外されている点。初任給改定も行われますが、2等級の高卒だけ対象になっていません。

➡ベースアップで求めていくのは、この基本給見直しがあってもなくても、毎年求めています。

○JR東労組は、この他に「各等級上限額の撤廃」と「定期昇給のゾーン2撤廃」です。「初任給改定の経過措置」に記されていますが、「経過措置後の金額が各等級上限額を上回る場合には、各等級上限額を新基本給とする」とあります。

➡例えば、1等級の社員が、経過措置後に224,000円となる場合は、223,000円が1等級上限額であるため、223,000円が基本給となってしまいます。また、それ以降、等級が上がらない限り、定期昇給制度はあっても、上限額の頭打ちのため、意味をなくしてしまいます。

初任給調整措置の新設についての疑問

【対象外の管区】

○水戸支店内の全管区

○大宮支店の宇都宮駅務管区

○高崎支店の高崎駅務管区、前橋駅務管区

➡上記の管区は、なぜ対象外なのでしょう？理由がわかりません！

リーダー職・管理職の役割の整理についての疑問

○今までは、7等級は科長・ブロック長であったにもかかわらず、同じ7等級でも駅務長を可とした理由は何だろうか？

➡JR東日本会社からの出向者が、科長やブロック長に在籍のため、プロパー社員を7等級へ昇給させる際に、科長などの枠がないため駅務長のままで良しとしたのか？

上記した内容は、疑問点の一例です。このほかにも疑問点などあれば、内容を精査したうえで、団体交渉にて、会社側へ伝えていきます！

みなさまからの意見は、JR東労組まで！

この情報への質問や意見、24春闘に向けて生活実態や労働実態を教えてください！



[JR東労組お問い合わせフォームはこちら！](#)